

スマートシティ戦略部審理員候補者名簿

(令和4年4月1日現在)

	処分等の分類	所属	審理員となるべき者	備考
1	放送法第174条に基づく放送業務の停止命令に関する処分	スマートシティ戦略総務課	スマートシティ戦略総務課課長補佐(総務・人事グループ)にある職員	
			スマートシティ戦略総務課主査(企画・予算グループ)にある職員	裁決に関与することとなる職員を除く。